

日本籍内航危険化学品ばら積船に対する経過措置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編及び S 編

改正事項

日本籍内航危険化学品ばら積船に対する経過措置に関する事項

改正理由

2006 年 12 月に開催された IMO 第 82 回海上安全委員会 (MSC82) 及び 2007 年 7 月に開催された IMO 第 56 回海洋環境保護委員会 (MEPC56) において、IBC コードの改正がそれぞれ決議 MSC.219(82)及び決議 MEPC.166(56)として採択された。本会としては、2008 年 9 月 5 日付の関連規則の改正により、上記の IBC コードの改正に対応している。

その後、国土交通省は国土交通省告示第 1502 号として「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正を 2008 年 12 月 22 日付で公布し、IBC コードの改正に対応して関連要件を改めるとともに、2009 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった日本籍内航危険化学品ばら積船に対する経過措置を定めたことから、同経過措置について本会の関連規定を改める必要が生じていた。

今般、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」の一部改正に基づき、関連規定を改めた。

また、2007 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった日本籍内航危険化学品ばら積船に対する経過措置が、鋼船規則 S 編の適用上は不明確であったことから、併せて関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 2009 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった日本籍内航危険化学品ばら積船に対する経過措置を加えた。
- (2) 2007 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった日本籍内航危険化学品ばら積船に対する経過措置を鋼船規則検査要領 S 編に明記した。